

つくば国際大学医療保健学部履修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、つくば国際大学学則（以下「学則」という。）第 22 条第 2 項及び同第 23 条第 9 項の規定に基づき、医療保健学部の授業科目、単位数及びその履修等に関し、必要な事項を定める。

(単位制)

第 2 条 授業科目を所定の手続きにより履修し、試験その他に合格した場合は、学則第 24 条に定める計算基準による単位数の修得を認定する。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は、年間を通して下表のとおりとする。

時限	I	II		III	IV	V
時間	9 : 00	10 : 40	昼 休 み	13 : 00	14 : 40	16 : 20
	~ 10 : 30	~ 12 : 10		~ 14 : 30	~ 16 : 10	~ 17 : 50

(履修の手続と登録)

第 4 条 学生は、授業科目の履修計画をたて、所定の履修届を指定の期間内に提出し、履修科目の登録を行うものとする。

(基礎科目の履修方法)

第 5 条 基礎科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法学科にあつては、基礎科目の中から必修 14 単位（学則別表 1）を含めて合計 20 単位以上を修得するものとする。
- (2) 看護学科にあつては、基礎科目の中から必修 14 単位（学則別表 1）を含めて合計 20 単位以上を修得するものとする。
- (3) 保健栄養学科にあつては、基礎科目の中から必修 18 単位（学則別表 1）を含めて合計 20 単位以上を修得するものとする。
- (4) 診療放射線学科にあつては、基礎科目の中から必修 14 単位（学則別表 1）を含めて合計 20 単位以上を修得するものとする。
- (5) 臨床検査学科にあつては、基礎科目の中から必修 14 単位（学則別表 1）を含めて合計 20 単位以上を修得するものとする。
- (6) 医療技術学科にあつては、基礎科目の中から必修 14 単位（学則別表 1）を含めて合計 20 単位以上を修得するものとする。

(専門基礎科目の履修方法)

第 6 条 専門基礎科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法学科にあつては、専門基礎科目の中から必修 31 単位（学則別表 1）を含めて合計 40 単位以上を修得するものとする。
- (2) 看護学科にあつては、専門基礎科目の中から必修 26 単位（学則別表 1）を含めて合計 30 単位以上を修得するものとする。
- (3) 保健栄養学科にあつては、専門基礎科目の中から必修 48 単位（学則別表 1）を含めて合計 50 単位以上を修得するものとする。
- (4) 診療放射線学科にあつては、専門基礎科目の中から必修 35 単位（学則別表 1）を含めて合計 39 単位以上を修得するものとする。
- (5) 臨床検査学科にあつては、専門基礎科目の中から必修 28 単位（学則別表 1）を含めて合計 29 単位以上を修得するものとする。
- (6) 医療技術学科にあつては、専門基礎科目の中から必修 45 単位（学則別表 1）を含めて合計 49 単位以上を修得するものとする。

（専門科目の履修方法）

第 7 条 専門科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法学科にあつては、専門科目の中から必修 63 単位（学則別表 1）を含めて合計 64 単位以上を修得するものとする。
- (2) 看護学科にあつては、専門科目の中から必修 72 単位（学則別表 1）を含めて合計 74 単位以上を修得するものとする。
- (3) 保健栄養学科にあつては、専門科目の中から必修 51 単位（学則別表 1）を含めて合計 54 単位以上を修得するものとする。
- (4) 診療放射線学科にあつては、専門科目の中から必修 59 単位（学則別表 1）を含めて合計 65 単位以上を修得するものとする。
- (5) 臨床検査学科にあつては、専門科目の中から必修 74 単位（学則別表 1）を含めて合計 75 単位以上を修得するものとする。
- (6) 医療技術学科にあつては、専門科目の中から必修 50 単位（学則別表 1）を含めて合計 55 単位以上を修得するものとする。

（他大学等における授業科目の履修等）

第 8 条 在学中に、次の各号に掲げる他大学等において履修した単位は、60 単位を限度として本学において履修したものとして認定することができる。

- (1) 本学との協議に基づく他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において修得した単位。
- (2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修。
- (3) 大学の専攻科における学修。

(4) 高等専門学校課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの。

2 単位の認定は、次により行うものとする。

(1) 単位の認定を希望する者は、原則として学年の始めに別紙様式第1による「単位認定申請書」に成績証明書を添えて、学長に願い出るものとする。

(2) 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て単位の認定を行い、別紙様式第2による「単位認定書」を交付するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 本学に入学を許可された者が、入学前に次の各号に掲げる学修により修得した単位は、学則第20条に規定する編入学等の場合を除き、前条第1項に規定する単位数と合わせて60単位を限度として、本学において修得したものとして認定することができる。

(1) 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）

(2) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修。

(3) 大学の専攻科における学修。

(4) 高等専門学校課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの。

2 単位の認定については前条第2項の規定を準用する。

(資格取得等の履修方法)

第10条 「理学療法士及び作業療法士法」(昭和40年法律第137号)に定める理学療法士の受験資格を得ようとする者は、別表2に掲げる科目を履修するものとする。

第11条 「保健師助産師看護師法」(昭和23年法律第203号)に定める看護師の受験資格を得ようとする者は、別表3に掲げる科目を履修するものとする。

第12条 「保健師助産師看護師法」(昭和23年法律第203号)に定める保健師の受験資格を得ようとする者は、別表4に掲げる科目を履修するものとする。

第13条 「栄養士法」(昭和22年法律第245号)に定める栄養士の免許を得ようとする者は、別表5に掲げる科目を履修するものとする。

第14条 「栄養士法」(昭和22年法律第245号)に定める管理栄養士の受験資格を得ようとする者は、別表6に掲げる科目を履修するものとする。

第15条 「診療放射線技師法」(昭和26年法律第226号)に定める診療放射線技師の受験資格を得ようとする者は、別表7に掲げる科目を履修す

るものとする。

第 16 条 「臨床検査技師等に関する法律」(昭和 33 年法律第 76 号)に定める臨床検査技師の受験資格を得ようとする者は、別表 8 に掲げる科目を履修するものとする。

第 17 条 「臨床工学技士法」(昭和 62 年法律第 60 号)に定める臨床工学技士の受験資格を得ようとする者は、別表 9 に掲げる科目を履修するものとする。

第 18 条 この規程に基づく細則は、これを別に定める。

第 19 条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長がこれを行う。

付 則

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

付 則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

付 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

付 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前から引き続き在学している者は、なお従前の

例による。

付 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

付 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 28 年 3 月 31 日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。